

# 措置状況総括表

令和6年6月28日公表分

令和3年度監査テーマ:防災・減災に係る事務事業の執行について

指摘・意見の数 指摘5(うち措置済み5、措置中0、措置予定0) 意見53(うち措置済み53、措置中0、措置予定0、検討中0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため、上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
I 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓							2	2			
防災対策推進課							2	2			
II 県防災拠点施設							12	12			
防災対策推進課							1	1			
南部防災館							2	2			
西部防災館							2	2			
防災人材育成センター							2	2			
人事課							1	1			
管財課							2	2			
徳島中央警察署							2	2			
III 徳島県業務継続計画(県庁BCP)・職員研修		3	3				14	14			
危機管理政策課		3	3				7	7			
防災対策推進課							2	2			
総務監察課							2	2			
管財課							2	2			
自治研修センター							1	1			
IV 備蓄全般							12	12			
危機管理政策課							1	1			
防災対策推進課							11	11			
V 学校防災計画及び県立学校における備蓄							14	12			2
体育健康安全課							9	9			
城東高校							1				1
城南高校							1				1
特別支援教育課							2	2			
障がい福祉課							1	1			
VI 住民啓発・研修・情報発信		2	2				8	8			
危機管理政策課							2	2			
防災対策推進課		1	1				2	2			
防災人材育成センター							1	1			
知事戦略公室		1	1				2	2			
情報政策課							1	1			
VII 応急仮設住宅・被災者の生活再建支援体制		1	1				6	6			
防災対策推進課							3	3			
保健福祉政策課							2	2			
住宅課		1	1				1	1			
VIII 防災・減災関連補助金(危機管理環境部関連)							4	4			
防災対策推進課							4	4			
合計(※)		6	6				72	70			2
構成比		100%	100.0%				100%	97.2%			2.7%

(参考)

令和5年6月30日公表分

指摘・意見の数 指摘5(うち措置済み3、措置中2、措置予定0) 意見53(うち措置済み41、措置中11、措置予定1、検討中0)

令和4年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘5(うち措置済み1、措置中3、措置予定1) 意見53(うち措置済み17、措置中19、措置予定10、検討中7)

# 措置状況一覧表

令和3年度監査テーマ：防災・減災に係る事務事業の執行について

## I 徳島県の災害リスクと東日本大震災における教訓

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
25-26	徳島県の災害リスク	被害想定は、災害対応を検討する上での基礎資料となるものであるから、一度きりで終わらせることなく、新たな科学的知見や社会の変化等を踏まえ、適切なタイミングで見直しを実施していくことが望ましい。(意見2)	国の動きに即応し、県においても令和5年3月27日に「被害想定検討プロジェクトチーム」を設置し、事前検討及び情報共有を行うなど被害想定の見直しに着手しており、算定に必要な最新の地形や構造物データ収集等を行うとともに、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定検討委員会を令和5年12月20日に立ち上げ、国の被害想定算定手法等をもとにした学術的な検討を進めている。今後も適切なタイミングで見直しを進める。  (防災対策推進課)	措置済み

## III 徳島県業務継続計画(県庁BCP)・職員研修

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
73	徳島県業務継続計画(県庁BCP)について	職員個人が、県庁BCPにおいて求められている対応をどれだけ実現できているのかについては、定期的にこれを確認するための仕組みを設け、その結果を公表するなどして、職員個人の災害対応力を高めるとともに、職員の災害対応力を見える化するための仕組み作りが必要である。【指摘1】	令和5年度は、それぞれの所属において備蓄している物資の把握や、総合防災訓練・災害図上訓練などに合わせ、各所属BCPの再確認はもとより、県の業務継続に係る支援協定締結企業との連携確認を行うなど、災害対応力の見える化に向けて取り組むとともに、危機管理環境部や南部総合県民局において参集訓練を実施するなどにより、職場周辺の浸水被害想定や職員自宅周辺の「避難場所」の確認などを実施し、災害対応力の向上に努めた。 さらに、人事異動後すぐに職員に災害対応に関するeラーニング及びアンケートを実施できるよう準備を整え、令和6年度当初に実施することで、職員一人一人が災害時の対応を確認した。またアンケート等の結果を職員に周知することで見える化を図るものとする。  (危機管理政策課)	措置済み

77-78		<p>災害がいつの時点で発生したかによって、その際に職員がどこにいるのかが変わり、また、必要とされる備蓄や対応も変わってくるため、今後の改訂に際しては、現在の職員の少ない執務時間を想定した県庁BCPだけでなく、職員の多くが在庁している執務時間中に発災した場合の対応も念頭に、より柔軟な災害対応をとることができるよう、県庁BCPをより充実させることが望まれる。【指摘3】</p>	<p>いつ何時災害が発生しようとも、迅速に活動が行えるよう初動対応力の強化を図るため、令和6年1月に「災害対策本部室」を常設化し災害対応力の強化を図るとともに、同月に実施した災害図上訓練においても災害対応実施マニュアルの確認を行い、併せて県庁BCPの検証を行った。</p> <p>さらに、万代庁舎の代替庁舎である中央警察署、西部総合県民局&lt;美馬庁舎&gt;において災害対策本部運営訓練を行い、県庁BCPの実効性を検証するなど、県庁BCPの実効性向上に取り組んだ。</p> <p>(危機管理政策課)</p>	措置済み
-------	--	--	---	------

#### IV 備蓄全般

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	備蓄に関する県の役割、体制について			
92	物資調達・輸送調整等支援システムについて	<p>災害時物流体制確保マニュアルについては、物資調達・輸送調整等支援システムの利用を前提としたものに改めるべきであり、訓練においても本システムを利用した訓練を行うべきである。(意見21)</p>	<p>令和5年5月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、物資調達・輸送調整等支援システムを利用した手順等について追記した。同年6月16日には国及び市町村と連携し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用した訓練を実施した。(防災対策推進課)</p>	措置済み
92-93		<p>備蓄管理について、ルート、資料及び職員の意識が複雑化している様子が見受けられ、備蓄整備の妨げや発災時の混乱を招く可能性がある。根幹となるデータを物資調達・輸送調整等支援システムに統一し、備蓄把握に使用するルート、資料及び職員の意識を整理する必要がある。(意見22)</p>	<p>令和5年5月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用することで、統一的に備蓄状況の確認を行えるようにした。(防災対策推進課)</p>	措置済み
94-95	備蓄の確認について	<p>県は災害救助法が適用された場合の責務を鑑みると、自らが所有する備蓄の確認にとどまらず、市町村等が所有する備蓄についても、各所の避難者の想定に基づいた、あるべき備蓄の数量、種類、備蓄の確認手法等について、市町村等と情報を共有すべきである。その上で、備蓄の確認手続について物資調達・輸送調整等支援システムへの登録、県の確認を含め統一された備蓄確認実施要領を策定、配布、運用すべきである。(意見24)</p>	<p>令和5年5月、災害時物流体制確保マニュアルを改定し、各市町村の備蓄等の状況も確認可能な物資調達・輸送調整等支援システムを活用することで、備蓄物資の把握等について、情報共有できるようにした。(防災対策推進課)</p>	措置済み

#### V 学校防災計画及び県立学校における備蓄

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
県立学校における学校防災計画の策定及び備蓄の現状について				
103	学校防災計画について	県教育委員会は、各学校の被害想定に応じたあるべき備蓄の量、種類及び備蓄の確認方法を各学校と協議の上策定し、確認手続の実施要領を制定した上で、学校防災計画の確認を厳密に行う取組を継続して実施すべきである。(意見28)	令和5年7月に、全ての県立学校について、専門家の意見をもとに、避難所開設または保護者への児童生徒等の引き渡しまでに必要となる最低備蓄食料数等を策定した。 また、備蓄の確認については毎年12月に「防災・学校安全に関する状況調査」を実施しており、「学校防災計画」については、毎年6月に体育健康安全課に提出を受け、必要に応じて指導を行っている。  (体育健康安全課)	措置済み
110	備蓄計画の策定について	各県立学校における備蓄は、1食分程度しか備えていない学校が多く、生理用品も学校防災計画を見る限り、ほとんどの学校において備蓄がなされていない。今後、教育委員会は各学校と協議を行い、被害想定や帰宅困難となる生徒数を考慮した備蓄の拡充計画を策定すべきである。(意見30)	令和5年7月に、全ての県立学校について、専門家の意見をもとに、避難所開設または保護者への児童生徒等の引き渡しにまでに必要となる最低備蓄食料数等を策定し、各校において備蓄済。 令和5年8月に、飲料水、簡易トイレ、生理用品を1日分、県立学校に配備した。  (体育健康安全課)	措置済み
111-112	備蓄の保管について	県立学校における現在の備蓄の管理方法は、発災時に混乱が生じるおそれがあるため検討が必要である。学校指定品と個人準備品を一つのパックとしたハイブリッド型の備蓄をスクールパックとして生徒各人が保管するという方法も検討すべきである。(意見32)	生徒用備蓄品を教室等で個人保管する場所の確保が難しいため、各学校の状況に応じて、非常用持出袋、レジ袋等で、迅速に配布できるよう備蓄している。 発災時は、児童生徒等の避難を優先し、災害等の危険性がなくなった後、施設の安全を確認してから、状況に応じて随時配布を行う。  (体育健康安全課)	措置済み
113	アレルギー対応の備蓄について	発災時にアレルギー症状を有する生徒にアレルギー対応の備蓄を適切に配布することは困難と考えられ、各県立学校において全ての備蓄をアレルギー対応の備蓄に置き換えることを検討すべきである。(意見35)	令和4年5月および7月、県内全ての県立学校防災担当者に対し、生徒用備蓄物をアレルギーフリーの食料へ置き換えることについて、生徒用備蓄品を購入しているPTAと検討を行うよう指導した。 検討の結果、令和5年12月の段階で県立学校に在学している生徒の備蓄食料等は、各学校の状況に応じて、生徒全員が使用できる、アレルギーに配慮したものを整備している。  (体育健康安全課)	措置済み
114	情報公開について	現状の県立学校における備蓄の状況を鑑みると、保護者、生徒に対して十分な情報開示を行い、理解を得られているとは考えられない。今後、被害想定、帰宅困難者の想定と共に備蓄の状況、方針を学校のホームページ等で公開し、	生徒用備蓄物は、帰宅困難となった場合の学校待機用として備蓄していることや、その内容について、入学時に生徒及び保護者に説明している。 なお、令和6年1月に改めて生徒用の災害備蓄食料等につ	措置済み

116		アンケートを取るなどして備蓄の改善に繋げるべきである。(意見36)	いて、生徒及び保護者に情報を共有するよう通知した。 (体育健康安全課)	
	医療的ケア児の備蓄について	今後の課題ではあるが、医療的ケア児の実態を把握し、児童ごとに平時においてどのような準備が必要か、発災時に支援者に対して各児童の情報を伝えるツールをどのように準備するかについては、自治体との情報共有や統一的な様式の作成が有効と考えられる。この点について、先行している自治体、団体等のマニュアルを参考にし、迅速に準備を進めていただきたい。(意見39)	災害時の備えや必要な支援について、市町村や関係機関等と情報共有や検討を行い、「災害時対応ガイドブック」の作成を進めてきた。 能登半島地震を踏まえ、再度内容を見直し、より実効性のあるものに磨き上げ、令和6年5月に完成した。市町村をはじめ関係者に周知するとともに、「徳島県医療的ケア児等支援センター」のホームページに掲載し、必要とするすべての方に、活用していただくこととしている。 (障がい福祉課)	措置済み

## VI 住民啓発・研修・情報発信

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
117-120	住民啓発・研修について	住民啓発・研修等に関しては、特に数値目標が設けられていないか、定量的な数値目標にとどまっているところ、直ちに定性的な達成度に切り替えることは必ずしも容易ではないため、学習の成果を測る知見を蓄積している教育学等の知見を防災研修等に活用する方策を検討することが望ましい。(意見40)	防災研修等に教育学等の知見を活用するため、当該知見を有する徳島大学環境防災研究センターとの協議により、研修後のアンケート結果を分析したところ、難しい・簡単・もっと知りたい等、受講後の理解に差があることが判明した。 このため、同センターから助言をいただきながら、学習レベルに応じて段階的に学べる防災学習動画を制作することとし、まずは、年齢に関係なく、これから防災を学ぶ方のための初級者向けの防災学習動画をシリーズで10本制作した。 制作動画は、令和6年3月にインターネットで公開するとともに、ケーブルテレビで放送したほか、当センターが実施している防災出前講座等においても活用している。 また、県教育委員会等に動画データを共有し、今後の防災教育に活用してもらおうこととしている。 (防災人材育成センター)	措置済み

## VIII 防災・減災関連補助金（危機管理環境部関連）

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
154-155	住宅出火防止対	住宅出火防止対策等推進体制整備事業が市町村において	補助メニューの活用がなかった理由としては、市町村にお	措置済み

	<p>策等推進体制整備事業について</p>	<p>全く活用されなかった原因及び理由を客観的に分析し、その上で、本来の目的である「感震ブレイカー等の設置に関する普及啓発」の達成のため当該補助事業の代替措置等の導入を検討すべきである。(意見50)</p>	<p>いて、啓発に止まらず、直接設置事業を選択する市町村が多かったためと分析している。 令和5年7月より制度を開始した、「南海トラフ巨大地震等対策事業」においては、分析に基づき検討を行い、市町村が行う防災対策をハード・ソフト両面から支援することとしている。その中では、感震ブレイカー等の設置を含めた防災全般の啓発活動に係る経費について補助対象とすることで、様々な防災関係の啓発と併せて幅広く活用できるようにした。 (防災対策推進課)</p>	
--	-----------------------	---	--	--